漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
Ⅳ 特定信用事業代理業	Ⅳ 特定信用事業代理業
Ⅳ－３ 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理	Ⅳ－３　特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理
Ⅳ－３－１－５　行政報告	Ⅳ－３－１－５　行政報告
（１）財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月20日までに金融庁監督局長へ報告することとする。 （参考）参考様式４－１４	（１）財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月20日までに金融庁監督局長へ報告することとする。 （参考）参考様式４－１０
（２）農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあっては、所属組合が漁協の場合、知事に報告することとし、財務局長にあっては、金融庁監督局長に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、参考様式４－１４によることとする。 ①～⑦　（略）	（２）農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあっては、所属組合が漁協の場合、知事に報告することとし、財務局長にあっては、金融庁監督局長に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、参考様式４－１０によることとする。 ①～⑦　（略）
Ⅳ－３－２　許可申請に係る事務処理	Ⅳ－３－２　許可申請に係る事務処理
Ⅳ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点	Ⅳ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点

改　正　案	現　　行
Ⅳ－３－２－１－２　許可申請書の受理に当たっての留意事項	Ⅳ－３－２－１－２　許可申請書の受理に当たっての留意事項
Ⅳ－３－２－１－２－２　許可申請書の記載事項	Ⅳ－３－２－１－２－２　許可申請書の記載事項
許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。	許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。
（参考）参考様式　４－１及び４－２	（参考）参考様式　４－１及び４－２
（１）・（２）（略）	（１）・（２）（略）
（削る）	（３）常務に従事している他の法人等の商号又は名称（信用事業命令 50 条の２第１項第１号及び第２号 ） 常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、「（株）〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」、「〇〇株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。
（３）（略）	（４）（略）
Ⅳ－３－２－１－２－３　添付書類	Ⅳ－３－２－１－２－３　添付書類
添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。	添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。
（１）（略）	（１）（略）

改　正　案	現　　行
（２）「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」（準用銀行法第 52 条の 37 第２項第２号） ①　（略） ②　「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「特定信用事業代理業の実施体制」（信用事業命令第 50 条の３第１項第３号）は、信用事業命令第 50 条の３第２項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、信用事業命令第 50 条の４第１項第 13 号の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。	（２）「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」（準用銀行法第 52 条の 37 第２項第２号） ①　（略） ②　「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「特定信用事業代理業の実施体制」（信用事業命令第 50 条の３第１項第３号）は、信用事業命令第 50 条の３第２項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、信用事業命令第 50 条の４第 13 号の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。
（３）「履歴書」（信用事業命令第 50 条の４第１項第１号イ）及び「役員の履歴書」（同項第２号イ） ①・②　［略］	（３）「履歴書」（信用事業命令第 50 条の４第１号）及び「役員の履歴書」（同条第２号） ①・②　［略］
（４）「住民票の抄本」（信用事業命令第 50 条の４第１項第１号イ及び第２号イ） 「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 ①～④　［略］	（４）「住民票の抄本」（信用事業命令第 50 条の４第１号及び第２号） 「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 ①～④　［略］

改　正　案	現　　行
（５）「これに代わる書面」（信用事業命令第 50 条の４第１項第１号イ及び第２号イ） 　国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、信用事業命令第 50 条の４第１項第１号イ及び第２号イの「これに代わる書面」に該当する。	（５）「これに代わる書面」（信用事業命令第 50 条の４第１号及び第２号） 　国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、信用事業命令第 50 条の４第１号及び第２号の「これに代わる書面」に該当する。
（６）「第 50 条の７第４号に該当しないことを誓約する書面」（信用事業命令第 50 条の４第１項第１号イ） （略）	（６）「第 50 条の７第４号に該当しないことを誓約する書面」（信用事業命令第 50 条の４第１号） （略）
（７）「第 50 条の７第５号に該当しないことを誓約する書面」（信用事業命令第 50 条の４第１項第２号イ） 　「第 50 条の７第５号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第１項第２号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。	（７）「第 50 条の７第５号に該当しないことを誓約する書面」（信用事業命令第 50 条の４第２号） 　「第 50 条の７第５号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第１項第２号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。
（８）「役員が第 50 条の７第４号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」（信用事業命令第 50 条の４第１項第２号イ）	（８）「役員が第 50 条の７第４号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」（信用事業命令第 50 条の４第２号）

改　正　案	現　　行
「役員が第 50 条の７第４号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第１項第２号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。	「役員が第 50 条の７第４号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第１項第２号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。
（９）常務に従事している他の法人等の商号又は名称（信用事業命令第 50 条の４第１項第１号ハ及びニ並びに第２号ハ及びニ） 常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株）〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」又は「〇〇株式会社」などの正式名称が記載されたものを提出させるものとする。	（新設）
(10)「委託契約書の案」（信用事業命令第 50 条の４第１項第３号及び第４号） ①・②　（略）	（９）「委託契約書の案」（信用事業命令第 50 条の４第３号及び第４号） ①・②　（略）
(11)「特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」（信用事業命令第 50 条の４第１項第５号） ①・②　（略）	(10)「特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」（信用事業命令第 50 条の４第５号） ①・②　（略）

改　正　案	現　　行
(12)「財産に関する調書」(信用事業命令第 50 条の４第１項第６号) （略）	(11)「財産に関する調書」(信用事業命令第 50 条の４第６号) （略）
(13)「保証を証する書面」(信用事業命令第 50 条の４第１項第 10 号) （略）	(12)「保証を証する書面」(信用事業命令第 50 条の４第 10 号) （略）
(14)「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(信用事業命令第 50 条の４第１項第 11 号) （略）	(13)「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(信用事業命令第 50 条の４第 11 号) （略）
(15)「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第 52 条の 38 第１項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(信用事業命令第 50 条の４第１項第 14 号) （略）	(14)「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第 52 条の 38 第１項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(信用事業命令第 50 条の４第 14 号) （略）
Ⅳ－３－２－２　許可の審査に当たっての留意点	Ⅳ－３－２－２　許可の審査に当たっての留意点
Ⅳ－３－２－２－１　財産的基礎に関する審査	Ⅳ－３－２－２－１　財産的基礎に関する審査
準用銀行法第 52 条の 38 第１項第１号の財産的基礎の審査は、信用事業命令第 50 条の７第２号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）及び（２）のとお	準用銀行法第 52 条の 38 第１項第１号の財産的基礎の審査は、信用事業命令第 50 条の７第２号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）及び（２）のとお

改　正　案	現　　行
りである。 　審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第２項、信用事業命令第 50 条の４第１項第６号から第 10 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 （１）・（２）　（略） Ⅳ－３－２－２－２　業務遂行能力に関する審査 　準用銀行法第 52 条の 38 第１項第２号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 50 条の７第３号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 　審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第２項、信用事業命令第 50 条の４第１項第１号から第５号まで、第９号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 （１）～（７）　（略） Ⅳ－３－２－２－３　社会的信用に関する審査	りである。 　審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第２項、信用事業命令第 50 条の４第６号から第 10 号まで及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 （１）・（２）　（略） Ⅳ－３－２－２－２　業務遂行能力に関する審査 　準用銀行法第 52 条の 38 第１項第２号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 50 条の７第３号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 　審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第２項、信用事業命令第 50 条の４第１号から第５号まで、第９号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 （１）～（７）　（略） Ⅳ－３－２－２－３　社会的信用に関する審査

改　正　案	現　　行
準用銀行法第 52 条の 38 第１項第２号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、信用事業命令第第 50 条の７第４号及び第５号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、信用事業命令第 50 条の４第１項第１号、第２号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。	準用銀行法第 52 条の 38 第１項第２号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、信用事業命令第第 50 条の７第４号及び第５号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、信用事業命令第 50 条の４第１号、第２号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。
Ⅳ－３－２－２－４　他業の兼業に関する審査	Ⅳ－３－２－２－４　他業の兼業に関する審査
準用銀行法第 52 条の 38 第１項第３号の他業の兼業に関する審査は、信用事業命令第 50 条の７第６号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）から（６）のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第２項に基づく書類並びに信用事業命令第 50 条の４第１項第３号、第４号及び第 11 号から第 14 号までに基づく書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 なお、主たる兼業業務の内容と特定信用事業代理業に係る業務との関係については、信用事業命令第 50 条７第６号ハ、ニ等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙３のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙３を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当	準用銀行法第 52 条の 38 第１項第３号の他業の兼業に関する審査は、信用事業命令第 50 条の７第６号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）から（６）のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第２項に基づく書類並びに信用事業命令第 50 条の４第３号、第４号及び第 11 号から第 14 号までに基づく書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 なお、主たる兼業業務の内容と特定信用事業代理業に係る業務との関係については、信用事業命令第 50 条７第６号ハ、ニ等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙３のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙３を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当

改　正　案	現　　行
該申請者が兼業を行うことにより特定信用事業代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。)。	該申請者が兼業を行うことにより特定信用事業代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。)。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
Ⅳ－３－２－３－１－１　許可番号	Ⅳ－３－２－３－１－１　許可番号
（１）（略）	（１）（略）
（２）許可番号の取扱い ①・②　（略） ③　許可番号を参考様式４－１４により管理するものとする。	（２）許可番号の取扱い ①・②（略） ③　許可番号を参考様式４－１０により管理するものとする。
Ⅳ－３－３　届出の受理に係る留意事項	Ⅳ－３－３　届出の受理に係る留意事項
（１）（略）	（１）（略）
（２）準用銀行法第 52 条の 39 及び信用事業命令第 50 条の９に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に行う業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記Ⅳ－３－３（１）のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融,保険業に属する場合にあっては細分類）における分	（２）準用銀行法第 52 条の 39 及び信用事業命令第 50 条の９に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に行う業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記Ⅳ－３－３（１）のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融,保険業に属する場合にあっては細分類）における分

改　正　案	現　　行
類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第１項の承認を受ける必要があることに留意する。	類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第１項の承認を受ける必要があることに留意する。
（参考）参考様式　４－４、４－９～４－１２	（参考）参考様式　４－４
特定信用事業代理業の許可 参考様式４－１ （第１面） 年　　月　　日 財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 （法人にあっては、代表者の氏名） 特定信用事業代理業に係る許可申請書 水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法	特定信用事業代理業の許可 参考様式４－１ （第１面） 年　　月　　日 財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 （法人にあっては、代表者の氏名） 特定信用事業代理業に係る許可申請書 水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法

改　正　案	現　　行
（以下「準用銀行法」という。）第 52 条の 37 第１項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	（以下「準用銀行法」という。）第 52 条の 37 第１項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。
（注）添付書類	（注）添付書類
１　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 50 条の３第１項第３号に掲げる事項を記載した書面	１　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の３第１項第３号に掲げる事項を記載した書面
２～５　（略）	２～５　（略）
６　申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）	（新設）
７　申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）	（新設）
８・９　（略）	６・７　（略）
10　信用事業命令第 50 条の７第５号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）	８　信用事業命令第 50 条の７第５号に該当しないことを誓約する書面
11　役員が信用事業命令第 50 条の７第４号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）	９　役員が信用事業命令第 50 条の７第４号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面
12　役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合に	（新設）

改　正　案	現　　行
は、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）	
13　当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）	（新設）
14～19　（略）	10～15　（略）
20　所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の４第 1 項第６号及び第７号に規定する書面	16　所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の４第６号及び第７号に規定する書面
21～27　（略）	17～23　（略）
（第２面）	（第２面）

１．商号、名称又は氏名	
２．役　員　の　氏　名	別添１（第３面）のとおり
３．特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添２（第４面）のとおり

１．商号、名称又は氏名	
２．役　員　の　氏　名	別添１（第３面）のとおり
３．特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添２（第４面）のとおり

改　正　案		現　　行	
４．　所属組合の名称		４．　所属組合の名称	
５．　他に営む業務の種類	別添３（第５面）のとおり	５．　他に営む業務の種類	別添３（第５面）のとおり
（削る）		６．　個人の許可申請者の兼職状況	別添４（第６面）のとおり
（削る）		７．　個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添５（第７面）のとおり
（削る）		８．　法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況	別添６（第８面）のとおり
（削る）		９．　法人の許可申請者における子法人等の状況	別添７（第９面）のとおり

（記載上の注意）
１　「１．商号、名称又は氏名」、「２．役員の氏名」
⑴　「１．商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
⑵　「１．商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
⑶　外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に（　）書きで併せて記載すること
２・３（略）

（第３面）～（第５面）　（略）

（記載上の注意）
１　「１．商号、名称又は氏名」、「２．役員の氏名」
⑴　「１．商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
⑵　「１．商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
⑶　外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（　）書きで合わせて記載すること
２・３（略）

（第３面）～（第５面）　（略）

改　正　案	現　　行
（削る）	（第６面） （別添４：個人の許可申請者の兼職状況） 商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在） 常務に従事している他の法人の商号又は名称 / 主たる営業所又は事務所の所在地 / 業務の種類 （注意事項） 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること
（削る）	（第７面） （別添５：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況） 商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在） 法人等の商号 / 主たる営業所又は / 代表者の氏名 / 業務の種類

改　正　案	現　　行

又　は　名　称	事務所の所在地		

（注意事項）

１　「法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第 50 条の２第１項第１号ロに規定する次の基準に従い記載すること

　当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類

(1)当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

２　「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

（削る）

（第８面）

（別添６：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

改　正　案	現　　行
（削る）	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注意事項） 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること （第９面） （別添７：法人の許可申請者における子法人等の状況） 商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在） <table><tr><td>子法人等の商号 又　は　名　称</td><td>主たる営業所又は 事 務 所 の 所 在 地</td><td>代表者の氏名</td><td>業務の種類</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注意事項） １　「子法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第 50 条の２第１項第２号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在

改　正　案	現　　行
	地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類 ⑴当該法人の子法人等 ⑵当該法人の親法人等（水協法施行令第９条第２項に規定する親法人等をいう。） ⑶当該法人の親法人等の子法人等（⑴に掲げる者を除く。） ２　「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること
特定信用事業代理業の再受託の許可 参考様式４－２	特定信用事業代理業の再受託の許可 参考様式４－２
（第１面）	（第１面）
年　　月　　日	年　　月　　日
財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿	財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿
主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 （法人にあっては、代表者の氏名）	主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 （法人にあっては、代表者の氏名）
特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書	特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書
水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 37 第１項の規定により特定信用事業代理業の再受託に	水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 37 第１項の規定により特定信用事業代理業の再受託に

改　正　案	現　　行
関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。
（注）添付書類	（注）添付書類
１～５　（略）	１～５　（略）
６　申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）	（新設）
７　申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）	（新設）
８・９　（略）	６・７　（略）
10　信用事業命令第 50 条の７第５号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）	８　信用事業命令第 50 条の７第５号に該当しないことを誓約する書面
11　役員が信用事業命令第 50 条の７第４号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）	９　役員が信用事業命令第 50 条の７第４号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面
12　役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）	（新設）

改　正　案	現　　行
13　当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）	（新設）
14～19　（略）	10～15　（略）
20　所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の４第１項第６号及び第７号に規定する書面	16　所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の４第６号及び第７号に規定する書面
21～26　（略）	17～22　（略）
27　特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、参考様式４－１の添付書類「14　所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面	23　特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、参考様式４－１の添付書類「10　所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面
28　（略）	24　（略）
（第２面）	（第２面）

１．　商号、名称又は氏名	
２．　役　員　の　氏　名	別添１（第３面）のとおり

１．　商号、名称又は氏名	
２．　役　員　の　氏　名	別添１（第３面）のとおり

改　正　案		現　　行	
３．特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添２（第４面）のとおり	３．特定信用事業代理業行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添２（第４面）のとおり
４．所属組合の名称		４．所属組合の名称	
５．他に営む業務の種類	別添３（第５面）のとおり	５．他に営む業務の種類	別添３（第５面）のとおり
（削る）		６．個人の許可申請者の兼職状況	別添４（第６面）のとおり
（削る）		７．個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添５（第７面）のとおり
（削る）		８．法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況	別添６（第８面）のとおり
（削る）		９．法人の許可申請者における子法人等の状況	別添７（第９面）のとおり
（削る）		10．特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添８（第１０面）のとおり
６．特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添４（第６面）のとおり		

（記載上の注意）
１　「１．商号、名称又は氏名」、「２．役員の氏名」

（記載上の注意）
１　「１．商号、名称又は氏名」、「２．役員の氏名」

改　正　案	現　　行
(1)　「１．商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること (2)　「１．商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること (3)　外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に（　）書きで併せて記載すること ２・３（略）	(1)　「１．商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること (2)　「１．商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること (3)　外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（　）書きで合わせて記載すること ２・３（略）
（第３面）～（第５面）　（略）	（第３面）～（第５面）　（略）
（削る）	（第６面） （別添４：個人の許可申請者の兼職状況） 商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在）

常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

（注意事項）

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

改　正　案	現　　行
（削る）	（第７面） （別添５：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況） 商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在） 法人等の商号又は名称 / 主たる営業所又は事務所の所在地 / 代表者の氏名 / 業務の種類 （注意事項） １　「法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第 50 条の２第１項第１号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 (1)当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 (2) (1)に掲げる法人等の子法人等 ２　「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること
（削る）	（第８面） （別添６：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況）

改　正　案	現　　行
（削る）	商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在） （注意事項） 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること （第９面） （別添７：法人の許可申請者における子法人等の状況） 商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在）

（ふりがな） 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

子法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

改　正　案	現　　行
	（注意事項） １　「子法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第 50 条の２第１項第２号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 ⑴当該法人の子法人等 ⑵当該法人の親法人等（水協法施行令第９条第２項に規定する親法人等をいう。） ⑶当該法人の親法人等の子法人等（⑴に掲げる者を除く。） ２　「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること
（第６面） （別添４：特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地） 商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在）	（第１０面） （別添８：特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地） 商号、名称又は氏名 （　　年　　月　　日現在）
１．商号、名称又は氏名	１．商号、名称又は氏名
２．役　員　の　氏　名	２．役　員　の　氏　名

改　正　案		現　　行	
３．特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地		３．特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	
４．所属組合の名称		４．所属組合の名称	
５．他に営む業務の種類		５．他に営む業務の種類	
（削る）		６．個人の許可申請者の兼職状況	
（削る）		７．個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	
（削る）		８．法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況	
（削る）		９．法人の許可申請者における子法人等の状況	

（記載上の注意）

１　「１．商号、名称又は氏名」、「２．役員の氏名」

(1)　「１．商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること

(2)　「１．商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること

(3)　外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に（　）書きで併せて記載すること

２・３（略）

（記載上の注意）

１　「１．商号、名称又は氏名」、「２．役員の氏名」

(1)　「１．商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること

(2)　「１．商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること

(3)　外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（　）書きで合わせて記載すること

改　正　案	現　　行
（削る）	２・３（略） 変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事することとなった場合） 参考様式４－４－９－１ 年　　月　　日 財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 兼職状況の変更に係る届出書 新たに他の法人の常務に従事することとなりましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第１項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記

改　正　案	現　　行
	当該他の法人の商号又は名称
	主たる営業所等の所在地
	業　務　の　種　類
	変　更　年　月　日
	理　　由
	（注）記載要領 　申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事することとなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事することとなった役員の氏名を記載すること
（削る）	変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合） 参考様式４－４－９－２ 年　　月　　日

改　正　案	現　　行
	財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 兼職状況の変更に係る届出書 他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第１項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる営業所等の所在地	

改　正　案	現　　行
	理　　由
	（注）記載要領 　申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名を記載すること
（削る）	変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合） 参考様式４－４－９－３ 年　　月　　日 財務(支)局長　○○○○　殿 農林水産大臣　○○○○　殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

改　正　案	現　　行
	兼職状況の変更に係る届出書 常務に従事する他の法人の商号（名称若しくは業務の内容）の変更がありましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第１項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table><tr><td rowspan="2">変更事項</td><td>変更後</td><td></td></tr><tr><td>変更前</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">変　更　年　月　日</td><td>年　　月　　日（　　）</td></tr><tr><td colspan="2">理　　由</td><td></td></tr></table>
（削る）	変更の届出（特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更） 参考様式４－４－１０ 年　　月　　日

改　正　案	現　　行

財務(支)局長　〇〇〇〇　殿
農林水産大臣　〇〇〇〇　殿

住　所
氏　名

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書

〇〇の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった（保有者でなくなった）ので、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該法人等の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
当該法人等の主たる営業所等の所在地		

改　正　案	現　　行
	<table><tr><td>当該法人等の代表者氏名</td><td></td></tr><tr><td>当該法人等の業務の種類</td><td></td></tr><tr><td>変　更　年　月　日</td><td></td></tr><tr><td>理　　由</td><td></td></tr></table> （注）記載要領 １　「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更に当たり、当該変更事項について記載すること ２　新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること
（削る）	変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法

改　正　案	現　　行
	人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更） 参考様式４－４－１１ 年　　月　　日 財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 子法人等に係る変更届出書 子法人等について〇〇を変更いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第１項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 当該法人等の商号又は名称

改　正　案	現　　行
	<table><tr><td rowspan="2">変更事項</td><td>変更後</td><td></td></tr><tr><td>変更前</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">当該法人等の主たる営業所の所在地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">当該法人等の代表者の氏名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">当該法人等の業務の種類</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">変更年月日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">理由</td><td></td></tr></table> （注）記載要領 １　「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更した際、当該変更事項について記載すること ２　新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること
（削る）	変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている

改　正　案	現　　行
	事業の変更） 参考様式４－４－１２－１ 年　　月　　日 財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 役員が新たに行う事業に係る届出書 役員が新たに事業を行うことになりましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第１項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 新たに行う事業の種類

改　正　案	現　　行
	開　始　年　月　日	年　　月　　日（　）
	理　　由	
（削る）	変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更） 参考様式４－４－１２－２ 年　　月　　日 財務(支)局長　○○○○　殿 農林水産大臣　○○○○　殿 所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 役員が行う事業の廃止に係る届出書 役員が行う事業を廃止いたしましたので、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第１項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

改　正　案	現　　行
（削る）	記 廃止した事業の種類 廃　止　年　月　日　　年　　月　　日（　） 理　　由 変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更） 参考様式４－４－１２－３ 年　　月　　日 財務(支)局長　○○○○　殿 農林水産大臣　○○○○　殿 所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更）
参考様式４－４－９

年　　月　　日

財務(支)局長　○○○○　殿
農林水産大臣　○○○○　殿</td><td>役員が行って事業の変更に係る届出書

役員が行う事業を変更いたしましたので、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第１項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

<table><tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td>変更後</td><td></td></tr><tr><td>変更前</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">変　更　年　月　日</td><td>年　　月　　日（　　）</td></tr><tr><td colspan="2">理　　由</td><td></td></tr></table>
変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更）
参考様式４－４－１３

年　　月　　日

財務(支)局長　○○○○　殿
農林水産大臣　○○○○　殿</td></tr>
</table>

改　正　案	現　　行
住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 業務の内容及び方法の変更届出書 業務の内容及び方法について変更いたしますので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第２項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 （略） （注）（略） 変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事した場合）（半期分届出用） 参考様式４－９－１ 年　　月　　日	所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 業務の内容及び方法の変更届出書 業務の内容及び方法について変更いたしますので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第２項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 （略） （注）（略） （新設）

改　正　案	現　　行
財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 兼職状況の変更に係る届出書（　　年度　半期分） 標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第４項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ―――――――――――――― 〇 ―――――――――――――― （注）１　半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式４－９－１の２）を作成し、個別表（参考様式４－９－１の３）も添付すること ２　不必要な文字は削除のうえ作成すること 参考様式４－９－１の２	（新設）

改　正　案	現　　行
兼職状況の変更に関する届出書　総括表（　　年度　半期分）	

商号、名称又は氏名

番号	当該他の法人の商号又は名称	当該他の法人の主たる営業所等の所在地	変更年月日	理由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式４－９－１の３

（新設）

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる営業所等の所在地	

改　正　案	現　　行
<table><tr><td>業　務　の　種　類</td><td></td></tr><tr><td>変　更　年　月　日</td><td>年　　月　　日（　）</td></tr><tr><td>理　　由</td><td></td></tr></table> （注）記載要領 申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事した役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事した役員の氏名を記載すること 変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しなくなった場合）（半期分届出用） 参考様式４－９－２ 年　　月　　日 財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）	（新設）

改　正　案	現　　行
兼職状況の変更に係る届出書（　　年度　半期分） 標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第４項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ――――――――――――――――○―――――――――――――――― （注）１　半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式４－９－２の２）を作成し、個別表（参考様式４－９－２の３）も添付すること ２　不必要な文字は削除のうえ作成すること 参考様式４－９－２の２ 兼職状況の変更に関する届出書　総括表（　　年度　半期分） 商号、名称又は氏名 番号 | 当該他の法人の商号又は名称 | 当該他の法人の主たる営業所等の所在地 | 変更年月日 | 理由 　 | 　 | 　 | 　 | 　 　 | 　 | 　 | 　 | 　 　 | 　 | 　 | 　 |	（新設）

改　正　案	現　　行
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること 参考様式４－９－２の３ <table><tr><td>当該他の法人の商号又は名称</td><td></td></tr><tr><td>当該他の法人の主たる営業所等の所在地</td><td></td></tr><tr><td>業　務　の　種　類</td><td></td></tr><tr><td>変　更　年　月　日</td><td>年　　月　　日（　　）</td></tr><tr><td>理　　由</td><td></td></tr></table> （注）記載要領 申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の	（新設）

改　正　案	現　　行
法人の常務に従事しなくなった役員の氏名を記載すること 変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）（半期分届出用） 参考様式４－９－３ 年　　月　　日 財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 兼職状況の変更に係る届出書（　　年度　半期分） 標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第４項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。	（新設）

改　正　案	現　　行
―――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――― （注）１　半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式４－９－３の２）を作成し、個別表（参考様式４－９－３の３）も添付すること ２　不必要な文字は削除のうえ作成すること <u>参考様式４－９－３の２</u> 兼職状況の変更に関する届出書　総括表（　　年度　半期分） 商号、名称又は氏名 番号 / 当該他の法人の商号又は名称 / 変更事項 / 変更年月日 / 理由 （新設）

改　正　案	現　　行
（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること 参考様式４－９－３の３ （新設）	

当該他の法人の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
変更年月日		年　月　日（　）
理由		

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更）（半期分届出用） 参考様式４－１０ 年　月　日 財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 住所または所在地	（新設）

改　正　案	現　　行
商号、名称又は氏名 総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書（　　年度　半期分） 標記のことについて、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第53条第４項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――― （注）１　半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式４－１０の２）を作成し、個別表（参考様式４－１０の３）も添付すること ２　不必要な文字は削除のうえ作成すること <u>参考様式４－１０の２</u> 総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書　総括表（　　年度　半期分） 氏名 番号 / 当該法人等の商号又は名称 / 当該法人等の主たる営業所等の所在地 / 変更事項 / 変更年月日 / 理由 （空欄）	（新設）

改　正　案	現　　行
（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること	
参考様式４－１０の３	（新設）

当該法人等の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
当該法人等の主たる営業所等の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称		
当該法人等の業務の内容		

改　正　案	現　　行
変　更　年　月　日	年　　月　　日（　）
理　　由	

（注）記載要領

１　「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること

２　新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）

参考様式４－１１

（新設）

年　　月　　日

財務(支)局長　〇〇〇〇　殿
農林水産大臣　〇〇〇〇　殿

改　正　案	現　　行
所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 子法人等に係る変更届出書（　　年度　半期分） 標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第４項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――― （注）１　半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式４－１１の２）を作成し、個別表（参考様式４－１１の３）も添付すること ２　不必要な文字は削除のうえ作成すること <u>参考様式４－１１の２</u> 子法人等に係る変更届出書　総括表（　　年度　半期分）	（新設）

改　正　案	現　　行

商号又は名称

番号	当該法人等の商号又は名称	当該法人等の主たる営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式４－１１の３

（新設）

当該法人等の商号又は名称		
変　更　事　項	変　更　後	
	変　更　前	

改　正　案	現　　行
当該法人等の主たる営業所の所在地	
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称	
当該法人等の業務の内容	
変　更　年　月　日	年　　月　　日（　）
理　　由	

（注）記載要領

1　「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること

2　新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用）

参考様式４－１２－１

年　　月　　日

財務(支)局長　〇〇〇〇　殿

（新設）

改　正　案	現　　行
農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 役員が新たに行う事業に係る届出書（　　年度　半期分） 標記のことについて、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第53条第４項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ――――――――――――――――〇―――――――――――――――― （注）１　半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式４－１２－１の２）を作成し、個別表（参考様式４－１２－１の３）も添付すること ２　不必要な文字は削除のうえ作成すること <u>参考様式４－１２－１の２</u> 役員が新たに行う事業に係る届出書　総括表（　　年度　半期分）	（新設）

改　正　案	現　　行

商号又は名称

番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	開始年月日	理由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式４－１２－１の３

（新設）

当該事務所の名称	
主たる事務所の所在地	
新たに行う事業の種類	

改　正　案	現　　行
<table><tr><td>役　員　の　氏　名</td><td></td></tr><tr><td>開　始　年　月　日</td><td>年　　月　　日（　）</td></tr><tr><td>理　　由</td><td></td></tr></table> 変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用） 参考様式４－１２－２ 年　　月　　日 財務(支)局長　○○○○　殿 農林水産大臣　○○○○　殿 所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 役員が行う事業の廃止に係る届出書（　　年度　半期分） 標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替	（新設）

改　正　案	現　　行
えて準用する銀行法第 53 条第４項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――― （注）１　半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式４－１２－２の２）を作成し、個別表（参考様式４－１２－２の３）も添付すること ２　不必要な文字は削除のうえ作成すること <u>参考様式４－１２－２の２</u> 役員が行う事業の廃止に係る届出書　総括表（　　年度　半期分） 商号又は名称 番号 | 当該事務所の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | 理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |	（新設）

改　正　案	現　　行
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること 参考様式４－１２－２の３ <table><tr><td>当該事務所の名称</td><td></td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td>役員の氏名</td><td></td></tr><tr><td>廃止した事業の種類</td><td></td></tr><tr><td>廃止年月日</td><td>年　月　日（　）</td></tr><tr><td>理由</td><td></td></tr></table> 変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用） 参考様式４－１２－３ 年　月　日	（新説） （新設）

改　正　案	現　　行
財務(支)局長　〇〇〇〇　殿 農林水産大臣　〇〇〇〇　殿 所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 役員が行う事業の変更に係る届出書（　　年度　半期分） 標記のことについて、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第53条第４項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ――――――――――――――――― 〇 ――――――――――――――――― （注）１　半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式４－１２－３の２）を作成し、個別表（参考様式４－１２－３の３）も添付すること ２　不必要な文字は削除のうえ作成すること 参考様式４－１２－３の２	（新設）

改　正　案	現　　行
役員が行う事業の変更に係る届出書　総括表（　　年度　半期分） 商号又は名称 番号 | 当該事務所の名称 | 変更事項 | 変更年月日 | 理由 （注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること 参考様式４－１２－３の３ 当該事務所の名称 | 変更の内容 | 変更後	（新設）

改　正　案	現　　行
<table><tr><td></td><td>変 更 前</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">変　更　年　月　日</td><td>年　　月　　日（　）</td></tr><tr><td colspan="2">理　　由</td><td></td></tr></table>	
不祥事件等 参考様式４－１３	不祥事件等 参考様式４－９
年　　月　　日	年　　月　　日
財務(支)局長　○○○○　殿 農林水産大臣　○○○○　殿	財務(支)局長　○○○○　殿 農林水産大臣　○○○○　殿
住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）	住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）
不祥事件等届出書	不祥事件等届出書
標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第４項及び漁業協同組合等の信用事業	標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第４項及び漁業協同組合等の信用事業

改　正　案	現　　行
等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第50条の31第１項第４号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。	等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第50条の31第１項第３号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。
―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――	―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――
（注）１（略） ２　別紙は、信用事業命令第50条の31第４項第１号及び第２号に係るものについては参考様式４－９②により、同項第４号に係るものについては参考様式４－９③により、同項第３号及び第５号に係るものについては参考様式４－９②または４－９③を適宜準用して届け出るものとすること	（注）１（略） ２　別紙は、信用事業命令第50条の31第３項第１号及び第２号に係るものについては参考様式４－９②により、同項第４号に係るものについては参考様式４－９③により、同項第３号及び第５号に係るものについては参考様式４－９②または４－９③を適宜準用して届け出るものとすること
参考様式４－１３② （略）	参考様式４－９② （略）
参考様式４－１３③ （略） （注）　（略）	参考様式４－９③ （略） （注）　（略）
参考様式４－１４ （略）	参考様式４－１０ （略）

附 則

この通知の改正は、令和６年11 月30 日から適用する。